

“コロナの感染から身を守るために！”
～授業開始にあたって留意事項～

5月7日から、授業が開始されます。

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、授業の開始が遅れた今年度の新学期です。登校するにあたって下記の行動を確認し、また、実行してください。感染症の予防対策として一人一人が気をつけて、健康な日々にしていくことを願っています。

1. 特定警戒都道府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府）を往来した場合には14日間の登校禁止となります。
2. 特定警戒都道府県を往来した学生は、看護学部事務に登校前に電話で連絡してください。
3. 健康管理票に、体温その他の健康状態を記録する。
4. 登校前の検温で37.0℃以上の場合は、登校せず看護学部事務に電話で連絡してください。受信して診断書を提出してください。
5. 授業に出席する場合には、必ずマスクを着用してください。